

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

Q1 住宅用火災警報器ってなに？



煙や熱をいち早く感知して、警報音や音声で火災発生を知らせます。

天井や壁に簡単に取り付けられる電池式のものや、電池交換のいらない家庭用電源タイプがあります。



Q2 なぜ必要なの？

住宅火災による死者が年々増えていて、1,000人以上の方が毎年亡くなっています。亡くなった方の6~7割が逃げ遅れで命を落としています。早く火事を知っていれば助かったかもしれない命を救うために、平成16年に消防法が改正され、住宅用火災警報器が義務づけられました。

Q3 いつまで取り付けるの？

新築の住宅には平成18年6月1日から必ず取り付けることとなっています。

そのほかの住宅も

平成23年5月31日まで

取り付けることとなっています。

早めの取り付けをお願いします。



Q4 どこで売ってるの？

お近くの電気店やホームセンター、防災機器取扱店で購入できます。詳しい販売店リストは、

○住宅防火対策推進協議会

<http://www.jubo.go.jp/index2.html>

○日本火災報知器工業会

http://www.kaho.or.jp/text/user/awm04_p01.html

こちらのサイトを参考にしてください。

Q5 どこに取り付けるの？

設置場所は原則として

●**寝室** ●**階段** に

煙の感知器を取り付けなければなりません。

○**台所に熱の感知器**の設置もおすすめします。

※その他設置が必要となる場合もあります。



Q6 値段はどれくらい？ 安くても大丈夫？

電池式のものが4,000円ぐらいで販売されています。すこし値段が高めですが無線などで家中の警報器が連動して鳴るものもあります。



いろいろな警報器が出回っていますが、日本の法律にあったものには上の図の「NSマーク」が付いています。ご購入の目安としてください。



悪質な訪問販売に注意！

消防署で警報器を販売することは絶対ありません

問い合わせ

住宅用火災警報器相談室

☎0120(565)911(フリーダイヤル)

広域消防本部 予防課

☎0187(63)0316

大曲消防署南分署 予防班

☎0187(87)8119

広報

美郷

No.59 平成21年9月1日発行

「広報美郷」10月号は**10月1日(木)**発行予定です。

発行/美郷町役場 編集/総務課 秘書広報班

〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字上町21

☎0187-84-1111 ☎0187-84-1117

美郷町ホームページ <http://www.town.misato.akita.jp>

美郷町メールアドレス info@town.misato.akita.jp

印刷/(株)アイ・クリエイト

編集後記

今月号より、役場からのお知らせ「行政知っ得情報」のコーナーのレイアウトを、少し変更してみました。「横書き」のこのコーナー。長い文章だと、1行がページの端から端まで続いていましたが、これでは「目が疲れる」との声があり、そうならないようレイアウトを心がけました。まだまだ試行錯誤の段階ですが、読みやすい誌面づくりの難しさを改めて感じています。⑥「地域の活性化とは反応することである。」先日参加したあるフォーラムで耳にした言葉です。反応がないことには、活性化につながらない、ということのようです。広報に置き換えて、町民の皆さんに手に取っていただき、目を通していただいて、反応がある広報でありたい、そんなことを思っている今日この頃です。⑥



大豆油インキを使用しています。